

# 別表六(一) 「所得税額の控除に関する明細書」

記載要領  
はこちら



この別表は、まず、中段の「剰余金の配当(略)、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配(略)、集団投資信託(略)の収益の分配又は割引債の償還差益に係る控除を受ける所得税額の計算」及び下段の「その他に係る控除を受ける所得税額の明細」(「7」以下)を記載し、次に上段の各欄(「1」から「6」まで)を記載します。

## 「収入金額①」の各欄

当期中に支払を受ける金額(所得税及び復興特別所得税込みの金額をいい、利子等については当期末までにその払期が到来しているものに、配当等についてはその支払のために通常要する期間内に支払を受けることが見込まれるものに限り、以下この別表の留意点において同じです。)を記載します。

## 「集団投資信託(合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除く。))の収益の分配3」

証券投資信託の収益の分配の額のうち、措置法第67条の6第1項((特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例))に規定する特定株式投資信託の収益の分配の額がある場合には、その額を上段に内書として記載します。

## 「その他5」

所得税法第174条第3号から第10号まで((内国法人に係る所得税の課税標準))に規定する給付補填金、利息、利益、差益、利益の分配及び賞金の支払を受けた場合並びに懸賞金等の額及びみなし配当等の額がある場合に、それらの金額を記載します。

下欄の「その他に係る控除を受ける所得税額の明細」が、この内訳となります。

## 「②のうち控除を受ける所得税額③」の各欄

「剰余金の配当(略)、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配(略)2」、「集団投資信託(略)の収益の分配3」及び「割引債の償還差益4」には、中段の「剰余金の配当(略)、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配(略)、集団投資信託(略)の収益の分配又は割引債の償還差益に係る控除を受ける所得税額の計算」の「個別法による場合」又は「銘柄別簡便法による場合」のいずれかの方法により計算した配当等の計算期間のうち元本を所有していた期間に対応する部分の額のそれぞれの合計額を記載します。

区 分	収 入 金 額 ①	①について課される 所 得 税 額 ②	②のうち控除を受ける 所 得 税 額 ③
公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除く。)の収益の分配並びに特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当	円	円	円
剰余金の配当(特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係るものを除く。)、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配(みなし配当等を除く。)			
集団投資信託(合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除く。))の収益の分配			
割 引 債 の 償 還 差 益			
そ の 他			
計			

【チェックポイント】  
「①について課される所得税額②」欄の金額は、おおむね「収入金額①」欄の金額の15.315%相当額ですか。

【チェックポイント】  
「計6」の「②のうち控除を受ける所得税額③」欄の金額と別表一「16」及び別表四「法人税額から控除される所得税額29」の「総額①」の金額は一致していますか。

# 別表六(一)

## 「所得税額の控除に関する明細書」

「**剰余金の配当(略)、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配(略)、集団投資信託(略)の収益の分配又は割引債の償還差益に係る控除を受ける所得税額の計算**」の各欄

- ・ 配当等の計算期間のうち元本を所有していた期間に対応する部分の額の計算について、令第140条の2第2項((種類、銘柄及び元本の所有期間の異なるものごとに、個別に計算する方法))の規定の適用を受ける場合には「個別法による場合」の各欄を、同条第3項((元本の増加分について所得税額の2分の1を控除する簡便計算法))の規定の適用を受ける場合には「銘柄別簡便法による場合」の各欄を、それぞれ記載します。
- ・ 銘柄別簡便法による場合には、①株式及び出資(特定公社債等運用投資信託の受益権及び社債的受益権を除きます。)と②集団投資信託(合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除きます。))を除きます。)の受益権の2グループに区分し、さらにその元本をその配当等の計算の基礎となった期間が1年を超えるものと1年以下のものに区分し、その区分に属する元本の全てについて、その銘柄ごとに、令第140条の2第3項に規定する方法により計算することになります。
- ・ 国内追加型投資信託とそれ以外の投資信託は別のグループに区分することができます。

「**その他に係る控除を受ける所得税額の明細**」の各欄  
 所得税法第174条第3号から第10号までに規定する給付補填金、利息、利益、差益、利益の分配及び賞金の支払を受けた場合並びに懸賞金等の額及びみなし配当等の額がある場合に、それらの金額の内訳を記載します。

この欄に記載しきれないときは、その明細をこの内訳の様式により別紙に記載して添付してください。

剰余金の配当(特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係るものを除く。)、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配(みなし配当等を除く。)、集団投資信託(合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除く。))を除く。)の収益の分配又は割引債の償還差益に係る控除を受ける所得税額の計算

個別法による場合	銘柄	収入金額	所得税額	配当等の計算期間	(9)のうち元本所有期間	所有期間割合	控除を受ける所得税額
		7	8	9	10	(10)/(9)(小数点以下3位を四捨五入)	(8)×(11)
		円	円	月	月		円

  

銘柄別簡便法による場合	銘柄	収入金額	所得税額	配当等の計算期末の所有元本数等	配当等の計算期首の所有元本数等	(15)-(16)2又は12(マイナスの場合は0)	所有元本割合	控除を受ける所得税額
		13	14	15	16	17	(16)+(17)(小数点以下3位未満切り上げ)	(14)×(18)
		円	円					円

その他に係る控除を受ける所得税額の明細

支払者の氏名又は法人名	支払者の住所又は所在地	支払を受けた年月日	収入金額	控除を受ける所得税額	参考
			20	21	
			円	円	

**【チェックポイント】**  
 12 欄及び19 欄で所有期間によるあん分計算を要しないものについて、あん分計算を行っていますか。  
 (例) 公社債及び預貯金の利子、合同運用信託・公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除きます。)の収益の分配、特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当、資本剰余金の減少に伴う剰余金の配当、分割型分割による剰余金の配当、株式配当

「**配当等の計算期間9**」及び「**(9)のうち元本所有期間10**」

- ・ 配当等が令第140条の2第1項第1号((法人税額から控除する所得税額の計算))に規定する剰余金の配当若しくは利益の配当若しくは剰余金の分配又は金銭の分配(以下この別表の留意点において「剰余金配当等」といいます。))である場合には、その剰余金配当等(以下この別表の留意点において「判定対象配当等」といいます。))の直前にその判定対象配当等を支払う法人から受けた剰余金配当等の支払に係る基準日の翌日からその判定対象配当等の支払に係る基準日までの期間を「配当等の計算期間9」に記載します。
- ・ 月数は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。
- ・ 設定により取得した国内追加型投資信託については、これらの欄の記載を省略し、「所有期間割合11」に、「1.000」と記載して控除を受ける所得税額を計算してください。

「**(15)-(16) 17**」  
**2又は12**

- 次の場合に応じ、次により記載します。
- (1) 配当等の計算期間が1年以下であるものの元本の場合 …… (15) - (16)  

$$\frac{\quad}{2\text{又は}12}$$
  - (2) 配当等の計算期間が1年を超えるものの元本の場合 …… (15) - (16)  

$$\frac{\quad}{2\text{又は}12}$$

「**配当等の計算期末の所有元本数等15**」及び「**配当等の計算期首の所有元本数等16**」

口数の定めがない出資については所有元本の金額により、その他のものについては所有元本の数により記載します。